

保護具等に関する調査研究委員会

令和7年度検討結果報告書

令和8年3月

建設業労働災害防止協会



## はじめに

化学物質規制の見直しの一環として、皮膚等障害化学物質を取り扱う場合は、不透性の保護具の使用が義務付けられ、「皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル(第2版)」(2025年3月厚生労働省公表)の中で「保護めがね」の情報が拡充されました。この中で、保護めがねはJIS T8147の規格に合致したものを使用することとされました。

建設業においては、化学物質による災害のうち眼の負傷が多くを占めており、適切な保護めがねの選択・使用等が重要となっています。

また、従来から切削、はつり、トンネル掘削、グラインダーによる研磨、溶接作業等においても適切な保護めがねが必要とされています。

以上を踏まえ、建設業における作業で使用する適切な保護めがねの選択・使用及び保守の維持管理について、調査検討を行いました。

本報告書を取りまとめるに当たり、委員をはじめとして御協力いただいた関係各位に対し、深甚なる感謝の意を表する次第です。

令和8年3月

建設業労働災害防止協会



## 保護具等に関する調査研究委員会 委員名簿

○篠宮 真樹	興研株式会社 執行役員 マーケティング本部 安全衛生ディビジョン マネージャー
小島 良介	アゼアス株式会社 防護服・環境資機材営業部 部長
朝比奈 智	アトム株式会社 営業部 営業推進室 室長
高橋 伸定	サンコー株式会社 東京支店 企画開発課 課長
渡邊 雅之	株式会社重松製作所 営業本部 マーケティング部 企画部長
加藤 興貴	株式会社シモン ビジネス推進部 営業課 課長
高野 栄次	株式会社谷沢製作所 総務部長
中里 和弘	藤井電工株式会社 東京支社 副長
(加藤 正弘	元ミドリ安全株式会社 営業本部 市場軸統括部 安全衛生相談部 顧問)
賀来 良治	ミドリ安全株式会社 安全衛生相談部 副部長
上田 勝彦	山本光学株式会社 理事
竹村 昇	ユニット株式会社 営業部 部長
神谷 一徳	株式会社理研オプテック 第一事業部 営業部 課長 マーケティングチーム チームリーダー兼東京営業所 所長
桐山 雄一	理研計器株式会社 営業推進部 開発営業課 主幹

※ ○印は、委員長

※ 括弧内は前任者

### <厚生労働省>

繁野 北斗 労働基準局 安全衛生部 安全課  
建設安全対策室 技術審査官

### <事務局>

井上 仁 建設業労働災害防止協会 専務理事  
西田 和史 建設業労働災害防止協会 技術管理部長  
土屋 良直 建設業労働災害防止協会 技術管理部 上席調査役  
由野 友規 建設業労働災害防止協会 技術管理部 次長(兼)計画課長  
寺本 新吾 建設業労働災害防止協会 技術管理部 計画課  
丹 良志美 建設業労働災害防止協会 技術管理部 計画課  
鎌田 美里 建設業労働災害防止協会 技術管理部 計画課

(順不同・敬称略)



## 目 次

第1章 委員会の設置及び検討経過	1
1. 委員会の設置目的	1
2. 令和7年度の実施事項	1
3. 委員会の開催実績	2
第2章 保護めがねの分類・歴史	6
1. 保護めがねの分類	6
2. 保護めがねの歴史	7
第3章 保護眼鏡	10
1. 種類	10
2. 共通の注意事項	14
3. 保守管理	14
第4章 遮光眼鏡	16
1. 種類	16
2. 保守管理	19
第5章 顔面保護面	20
1. 種類	20
2. 選択方法	22
3. 使用時の注意事項	22
4. 保守管理	23
第6章 まとめ	24
参考資料	25
1. 遮光保護具の使用標準	25
2. 保護めがねに関する法令等	27
3. 皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル第2版（抜粋） （2025年3月厚生労働省）	28
4. 障害等級表（労働者災害補償保険法施行規則から）	36
5. 災害事例	37

# 第1章 委員会の設置及び検討経過

## 1. 委員会の設置目的

建設業における労働災害は長期的には減少傾向にあるものの、未だに全産業の中で高い割合を占めている。

これは建設業の作業環境が多種多様であり、同一現場であっても職種、作業現場により、作業環境が異なること、また作業場所が短期間に変わることなどの理由により、設備的な安全対策を採ることが困難な場合が多く、それが要因の一つと考えられている。

このような作業環境下で作業を行う場合には、作業環境等を把握の上、リスクアセスメントを確実に実施し、危険・有害要因を排除することが重要である。しかしながらリスクを排除できない場合には、作業者の安全衛生を確保するための適正な保護具等の使用・管理が必要となる。

このため、建設業で働く作業員個人が使用する各種保護具等の作業環境に合った適正な使用方法、管理方法等について最新の法令等の改正を踏まえ、検討を行う。

## 2. 令和7年度の実施事項

令和7年度の実施事項は、「適切な保護めがねの選択・使用及び保守管理」とした。

これは、化学物質規制の見直しの一環として、厚生労働省から、昨年3月に「皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル（第2版）」が公表され、保護めがねの情報が拡充されたこと、また、建設業の化学物質に起因する災害発生事例においては、眼の負傷が多くを占めており、適切な保護めがねの選択・使用等が重要となっていること、さらにこれまでも、建設業においては、切削、はつり、トンネル掘削、グラインダーによる研磨、溶接作業等においても適切な保護めがねが必要とされていることを踏まえ、建設業における作業で使用する適切な保護めがねの選択・使用及び保守管理について、調査検討を行うこととしたものである。

### 3. 委員会の開催実績

#### 第1回委員会

日 時 令和7年5月27日（火）15:00～17:00

場 所 三田鈴木ビル 7 階 第3会議室

議 事 (1) 令和7年度委員会の進め方について  
(2) その他

内 容 委員長を選任し、今年度の検討する保護具を保護めがねとした。保護めがねの分類、報告書案の構成と作成・検討体制、実態調査、今後の委員会の進め方について、討議した。

#### 配付資料

資料No. 1 - 1 保護具等に関する調査研究委員会設置要綱

資料No. 1 - 2 保護具等に関する調査研究委員会名簿

資料No. 1 - 3 保護具等に関する調査研究委員会報告書目次検討（案）

資料No. 1 - 4 建設業の化学物質に起因する死傷災害発生事例一覧（目に関する災害のみ）

資料No. 1 - 5 令和7年度保護具等に関する調査研究委員会スケジュール（案）

参考資料1 「令和4年 保護具等に関する調査研究委員会 結果報告書」抜粋

参考資料2 抜粋版\_皮膚障害マニュアル第2版 2503

参考資料3 職場のあんぜんサイト 労働災害事例

## 第1回打合せ

日 時 令和7年6月24日（火） 14：00～15：00

場 所 安全衛生総合会館 14階第5会議室(港災防会議室)

議 事 (1) 実態調査について  
(2) 報告書原稿について  
(3) その他

内 容 実態調査の行程、報告書案の具体的な構成を打ち合わせた。

配布資料

- ・ 令和7年度 第1回 保護具等に関する調査研究委員会 議事要旨（案）
- ・ 上田委員ご提出報告書（案）
- ・ 障害等級表（厚生労働省）
- ・ 実態調査行程（案）

## 第2回打合せ

日 時 令和7年9月17日（水） 14：00～16：00

場 所 安全衛生総合会館 7階建災防会議室

議 事 (1) 令和7年度報告書（案）についての打合せ  
(2) その他

内 容 各委員の意見を踏まえた報告書案の具体的な内容修正について打ち合わせるとともに、実態調査の行程を確認した。

配布資料

- ・ 意見反映 保護具等に関する調査研究委員会令和7年度報告書（案）
- ・ 実態調査行程（案）

## 第2回委員会

日 時 令和7年10月22日（水）14:00～16:00

場 所 三田鈴木ビル5階 建災防第1・2会議室

議 事 （1）第1回議事要旨（案）の確認について  
（2）令和7年度報告書（案）について  
（3）実態調査について  
（4）その他

内 容 今年度の報告書原案を検討し、内容を修正した。また、実態調査の行程を確認した。

### 配布資料

資料No.2-1 保護具等に関する調査研究委員会名簿  
資料No.2-2 保護具等に関する調査研究委員会 令和7年度 第1回 議事要旨（案）  
資料No.2-3 保護具等に関する調査研究委員会令和7年度報告書（案）  
資料No.2-4 実態調査行程

## 実態調査

日 時 令和7年11月13日（木）～令和7年11月14日（金）

場 所 山本光学株式会社 徳島工場

内 容 報告書に反映させるため、製造工場における保護めがねの製造工程、試験方法等を調査した。

### 第3回委員会

日 時 令和8年1月22日（木） 15:00～17:00

場 所 三田鈴木ビル5階 建災防第1・2会議室

議 事 (1) 第2回議事要旨（案）の確認について  
(2) 令和7年度報告書（案）について  
(3) 次年度の検討事項について  
(4) その他

内 容 今年度の報告書（案）を最終的に検討し、各委員の承認を得た。また、次年度の検討事項について、各委員から意見を伺った。

配布資料

資料No.3-1 第2回 保護具等に関する調査研究委員会議事要旨（案）

資料No.3-2 保護具等に関する調査研究委員会報告書（案）

## 第2章 保護めがねの分類・歴史

人が生活していく上で外部からの情報を最も多く取り入れているといえる視覚、その視覚を司る目は傷害に対してぜい弱な器官であり、受傷することで視力低下や失明といった大きな傷害を引き起こすことがある。また、溶接や溶断時に発生する人工的で強烈な光が目に入った場合でも同様に傷害が生じる可能性がある。さらに目は自己治癒能力が低く、一旦傷害を受けたら、元の状態に戻るのに長時間を要したり、大きな後遺症を残す場合が多い。

したがって、作業時に目の保護について対策を採るということは非常に重要となる。

保護めがねとは、作業時等に作業者の目を保護するために使用される保護眼鏡、遮光眼鏡、レーザ用保護眼鏡、顔面保護面のことを指す。作業によって、それぞれを選択し、また併用することで目、顔面を防護する安全衛生保護具である。

建設業についていえば、鉄鋼、造船、製造業等と比較して十分に普及、使用されているとは決していえないが、それらの業界と比較して建設業での目の災害が少ないわけではない。

また、現場における目の災害に対する危険要因も決して少ないわけではない。この報告書では、保護めがねの必要性とその種類、正しい選択・使用方法等を記載する。

### 1. 保護めがねの分類

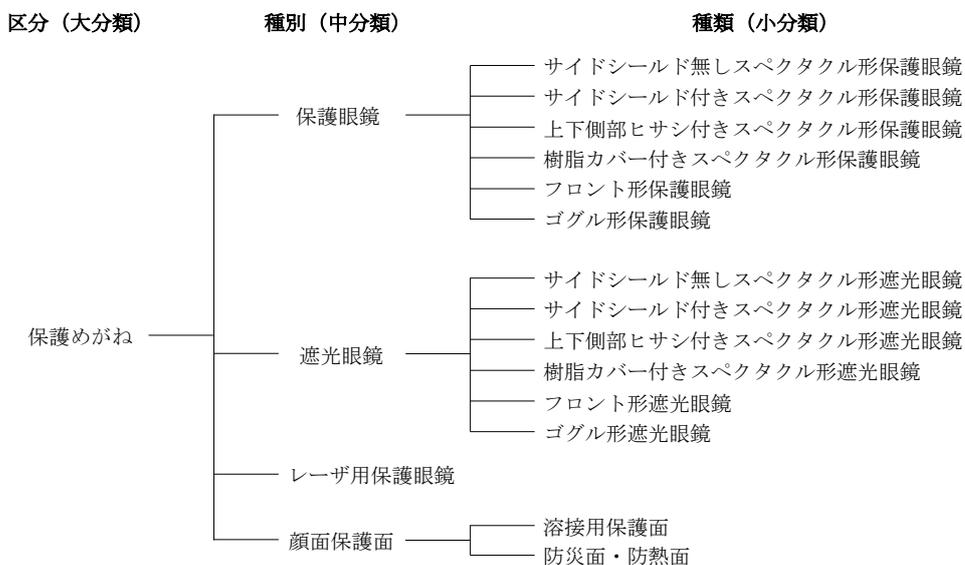


図 2-1. 保護めがねに関する分類

※ 本報告書では区分 大分類の「保護めがね」を中分類の遮光眼鏡、保護眼鏡、レーザ用保護眼鏡、顔面保護面の総称とし、総漢字表記の「保護眼鏡」と区別して表示する。

また、規格・法規で平仮名表示されている場合は分類に関係なく「めがね」表記とする。

## 2. 保護めがねの歴史

### (1) 昭和初期の保護めがねの歴史

我が国における生産品として確認できる保護めがねの起源としては、昭和初期に大陸（主に満州国）で黄砂対策として多く使用されていた防塵眼鏡、国内では国鉄の蒸気機関車の運転士、機関士、その他の防塵用として使用されていた防塵眼鏡、また、軍需用として航空機パイロットや戦車隊向けに使用されていた防塵眼鏡が挙げられる。

遮光眼鏡については、戦時中の学生の勤労奉仕で色付きの眼鏡を装着して溶接作業をしていたと紹介されていたが、遮光能力のある眼鏡であったかどうかは定かではない。ちなみに、現在建設業で使用されているアーク溶接（電気溶接）が産業用に普及したのは戦後であり、戦時中の艦船はそのほとんどがリベットによる接合であった。

- ・ 四ツ目防塵眼鏡

布製で金属フレームを縫い付け、透明ガラスレンズを装着したもの。折りたたみができ、コンパクトに収納ができる。



図 2-2-1. 昭和初期の四ツ目防塵眼鏡

- ・ 防塵眼鏡

戦中までは大陸で黄砂対策として使用、布製で金属フレームを縫い付け、ガラスレンズを装着、戦後は一般的に防塵めがねとして使用される。



図 2-2-2. 昭和初期の防塵眼鏡

## (2) 昭和 20 年代以降の保護めがねの変遷

昭和 20 年代前半～ 戦後産業の復興に伴い、遮光眼鏡や保護眼鏡の需要が増える。

昭和 27 年 12 月 シヤ光保護具 JIS B9902 が初めて制定される。

昭和 30 年代後半頃 強化ガラスレンズを入れた保護眼鏡が発売される。

昭和 40 年頃 硬質プラスチック CR39 レンズを入れた保護眼鏡が発売される。

昭和 45 年 6 月 JIS 改編に伴い、しゃ光保護具 JIS T8141 が制定される。

昭和 46 年 3 月 強化ガラスレンズ入り保護めがね JIS T8146 が制定される。

昭和 46 年 曇り止めレンズ入りゴーグルが発売される。

昭和 47 年 3 月 硬質プラスチックレンズ入り保護めがね JIS T8147 が制定される。

昭和 51 年 ポリカーボネート樹脂にハードコーティングを施したレンズ入り保護眼鏡が発売される。

昭和 56 年 プラスチック製 JIS 遮光レンズが発売される。

昭和 60 年 国産初レーザ光用遮光眼鏡が発売される。

平成元年 6 月 産業用ゴーグル形保護めがね JIS T8148 が制定される。

平成 6 年 3 月 レーザ保護フィルター及び保護めがね JIS T8148 が制定される。

※ JIS T8146、8147、8148 はその後改定により統合され、保護めがね JIS T8147 として制定された。

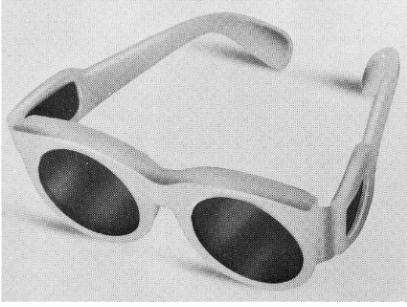
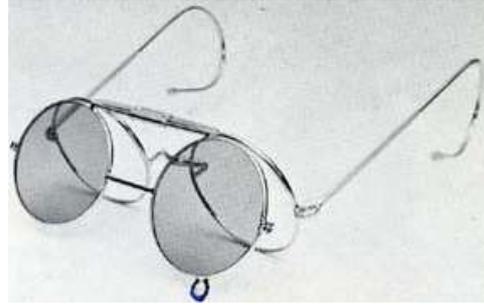


図 2-3. 昭和 40 年代の遮光眼鏡・保護眼鏡



図 2-4. 昭和 50 年代の保護眼鏡

## 第3章 保護眼鏡

### 1. 種類

「保護眼鏡」とは、浮遊粉じん、飛来物、薬液飛沫等から目を保護する透明のレンズが装着された保護めがねのことをいう。

建設業における用途としては、切削、はつり、砕岩、打鉋、トンネル掘削、発破、グラインダーによる研磨、木工、製材、仮払、卓上ボール盤による穴あけ等の作業で使用される。

皮膚等障害化学物質を使用する場合は、厚生労働省の定める「皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル（第2版）」に決められている保護めがねを使用する。（参考資料3参照）

保護眼鏡は形状で区分して以下の種類がある。用途に応じた各々の特徴及び注意事項を示したので、これにより選択・使用する。

#### ① サイドシールド無しスペクタクル形保護眼鏡

特 徴：正面からだけの飛来物等から目を保護する保護眼鏡

注意事項：正面からの飛来物に対してのみ有効なため、使用用途が限られる。



#### ② サイドシールド付きスペクタクル形保護眼鏡

特 徴：正面および側面からの飛来物から目を保護する保護眼鏡

注意事項：正面と側面からの飛来物に対して有効、側面のサイドシールドは後付けのものと眼鏡のツル部分と一体となったデザインのものがある。



③ 上下側部ヒサシ付きスペクタクル形保護眼鏡 サイドシールド後付けネジ式

特 徴：正面、上下及び側面からの飛来物等から目を保護する保護眼鏡

注意事項：上下側部にヒサシがあり、飛来物、薬液飛沫に対しても有効。①、②の眼鏡と比較して通気性がやや劣り曇りやすいため、曇り止め加工を施したレンズ又は使用前に曇り止め液をレンズに塗布することが望ましい。



※ オーバーグラスタイプ

特 徴：視力矯正用眼鏡の上から着用できるように設計された保護眼鏡

注意事項：視力矯正用眼鏡のフレームが極端に大きかったり、突起部がある等、使用できない場合があるため、使用前に着用しても支障がないか確認する必要がある。



④ 樹脂カバー付きスペクタクル形保護眼鏡

特 徴：フロントフレームに樹脂カバーを付けることで顔とのスキマを少なくした保護眼鏡

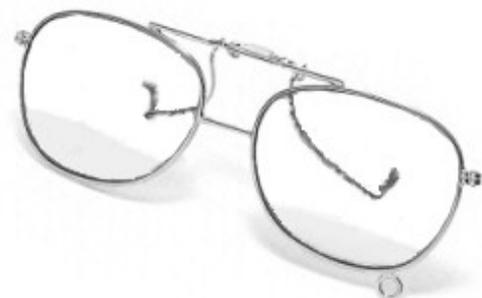
注意事項：フロントフレームと顔の間が樹脂カバーで覆われていることでスキマが少なく、飛来物や薬液飛沫、浮遊粉じんに対しても有効。密着性が高くレンズの曇りが発生する可能性が高いため、曇り止め加工を施したレンズ又は使用前に曇り止め液をレンズに塗布する必要がある。



⑤ フロント形保護眼鏡

特 徴：視力調整用眼鏡に装着して使用する保護眼鏡

注意事項：使用する視力矯正用眼鏡に問題なく装着し、固定できるか使用前に確認する必要がある。また、フロント形保護眼鏡のレンズ自体は耐衝撃強度があっても、密着して装着された視力矯正用眼鏡自体に衝撃が伝わる可能性があり、強い衝撃を受ける可能性のある作業には不向きである。



⑥ ゴグル形保護眼鏡

特 徴：ゴムベルトを強く締めることで、フレームと顔が密着し、スキマが抑えられる保護眼鏡

注意事項：特に浮遊粉じんや薬液飛沫等、保護眼鏡と顔の間に少しでもスキマがあれば目に入る可能性がある対象物を取り扱う場合に使用、密閉性が高くゴグル内側のレンズに曇りが発生しやすいため、曇り止め加工を施したレンズ又は使用前に曇り止め液をレンズに塗布する必要がある。また、ゴムベルトが緩んだり劣化したりして強度が落ちてくるとゴグルがズレることがあるので注意する。

ゴグル形保護眼鏡を顔から外す時には下を向く等をして、ゴグル上部に付着した粉じん等が目に入らないよう、注意する。



※1 オーバーグラスタイプ

特 徴：視力矯正用眼鏡の上から着用できるように設計されたゴグル形保護眼鏡

注意事項：ゴグル本体のレンズ曇りだけでなく、視力矯正用眼鏡の曇りにも注意する。



## ※2 ヘルメット取付タイプ

特 徴：ゴグル形保護眼鏡のゴムベルト部分の代わりにヘルメットにスプリングベルト等をクリップで固定できるように設計された保護眼鏡。

注意事項：使用時はヘルメットから顔へ下ろすようにして着用する。



## 2. 共通の注意事項

- ・保護眼鏡は感染症予防等、衛生の観点から複数の人で共用してはならない。
- ・作業時に顔面に飛来物や熱が当たり負傷、火傷等が生じるおそれがある場合は、顔面保護のための顔面保護面を併用する。

## 3. 保守管理

### (1) 使用前の点検

使用前にレンズに視界の妨げとなるキズ、汚れ、フレームに破損がないか確認する。

レンズに著しいキズがある場合は、レンズ交換可能な場合はレンズを交換、交換不可の場合は眼鏡自体を交換する。

また、フレームに破損箇所がある場合は、本来の耐衝撃強度を保てないため、眼鏡自体を交換する。

### (2) 使用後の保管

使用后、レンズ、フレームの汚れは水道水による流水洗浄後、又は水で薄めた中性洗剤で洗浄の上で水道水による流水洗浄後、水分を柔らかい布、ティッシュペーパー等で拭き取り保管する。

保管時、保護眼鏡の素材によっては長時間ほかのものと接触していることで変形する可能性があるため、工具等の他のものとは接触させずに保管する。

高温・多湿の場所や直射日光の当たる場所では変形・変質のおそれがあるため保管しない。

### (3) 消毒方法

保護眼鏡に消毒の必要がある場合は、取扱説明書の記載内容に従って消毒する。説明がない場合は、消毒用アルコールを柔らかい布等に付けて拭いた後、水道水による流水洗浄後、水分を柔らかい布やティッシュペーパーで拭き取り保管する。その場合、材質によってはアルコールに反応して変色・劣化等する場合がありますので、事前にメーカー等に確認すると良い。

### (4) 廃棄方法

各地方自治体の指定する方法又は製造者が指定する方法で廃棄する。

## 第4章 遮光眼鏡

### 1. 種類

「遮光眼鏡」とは、目に有害な紫外放射（紫外線）、強烈な可視線、赤外放射（赤外線）から目を保護する遮光レンズが装着された保護めがねのことをいう。

建設業における用途としては、溶接、溶断作業及びその周辺で強い反射光のある現場、殺菌灯等を取り扱う作業で使用される。現在、一般的に使用されているアーク溶接では、目、顔面を保護するため溶接面、溶接用遮光プレートが使用されるが、溶接面の下に「下眼鏡」として遮光眼鏡を着用することが推奨される。

遮光眼鏡は、形状で区分して以下の種類がある。

用途に応じた各々の特徴及び注意事項を示したので、これにより選択・使用する。

① サイドシールド無しスペクタクル形遮光眼鏡

特 徴：正面からの光を遮光する遮光眼鏡

注意事項：正面からだけの遮光に限られるため、周辺で有害光が発生している現場では不向き。



② サイドシールド付きスペクタクル形遮光眼鏡

特 徴：正面と側面からの光を遮光する遮光眼鏡

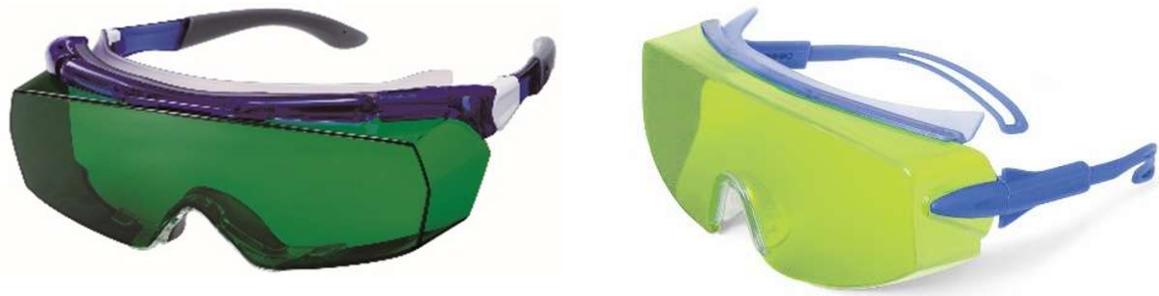
注意事項：正面と側面の遮光に対して有効、側面のサイドシールドは後付けのものと同眼鏡のツル部分と一体となったデザインのものがある。



③ 上下側部ヒサシ付きスペクタクル形遮光眼鏡

特 徴：正面、上下及び側面からの飛来物等から目を保護する遮光眼鏡

注意事項：上下側部にヒサシがあり、周辺光からの遮光にも有効。①、②の眼鏡と比較して通気性がやや劣り曇りやすいため、曇り止めレンズ又は使用前に曇り止め液をレンズに塗布することが望ましい。



※ オーバーグラスタイプ

特 徴：視力矯正用眼鏡の上から着用できるように設計された遮光眼鏡

注意事項：視力矯正用眼鏡のフレームが極端に大きかったり、突起部がある等、使用できない場合があるため、使用前に着用しても支障がないか確認する必要がある。



④ 樹脂カバー付きスペクタクル形遮光眼鏡

特 徴：フロントフレームに樹脂カバーを付けることで顔とのスキマを少なくした遮光眼鏡

注意事項：フロントフレームと顔の間が樹脂カバーで覆われていることでスキマが少なく、飛来物や薬液飛沫、浮遊粉じんに対しても有効。密着性が高くレンズの曇りが発生する可能性が高いため、曇り止め加工を施したレンズ又は使用前に曇り止め液をレンズに塗布する必要がある。



⑤ フロント形遮光眼鏡

特 徴：視力矯正用眼鏡に装着して使用する遮光眼鏡

注意事項：使用する視力矯正用眼鏡に問題なく装着、固定できるか使用前に確認する必要がある。

視力矯正用眼鏡がフロント形遮光眼鏡よりレンズ形状が大きい場合や、スキマが生じる場合は、光が漏れて目に入る可能性があるので注意が必要である。



⑥ ゴグル形遮光眼鏡

特 徴：ゴムベルトを強く締めることで、フレームと顔が密着し、スキマが抑えられる遮光眼鏡

注意事項：浮遊粉じんや薬液飛沫等が伴う遮光を必要とする作業で使用する。密閉性が高いためゴグル内側のレンズに曇りが発生しやすいため、曇り止め加工を施したレンズ又は使用前に曇り止め液をレンズに塗布する必要がある。また、ゴムベルトが緩んだり劣化したりして強度が落ちてくるとゴグルがズレることがあるので注意する。ゴグル形遮光眼鏡を顔から外す時には下を向く等をして、ゴグル上部

に付着した粉じん等が目に入らないよう注意する。



## 2. 保守管理

### (1) 使用前の点検

使用前にレンズに視界の妨げとなるキズ、汚れ、フレームに破損がないか確認する。

レンズに著しいキズがある場合は、レンズ交換可能の場合はレンズを交換し、交換不可の場合は眼鏡自体を交換する。

また、フレームに破損箇所がある場合は本来の耐衝撃強度が保てないため、眼鏡自体を交換する。

### (2) 使用後の保管

使用後、レンズ、フレームの汚れは水道水による流水洗浄後、または水で薄めた中性洗剤で洗浄の上で水道水による流水洗浄後、水分を柔らかい布、ティッシュペーパー等で拭き取り保管する。

保管時、遮光眼鏡の素材によっては長時間ほかのものと接触していることで変形する可能性があるため、工具等の他のものとは接触させずに保管する。

高温・多湿の場所や直射日光の当たる場所では変形・変質のおそれがあるため保管しない。

### (3) 消毒方法

遮光眼鏡に消毒の必要がある場合は取扱説明書の記載内容に従って消毒する。

説明がない場合は、消毒用アルコールを柔らかい布等に付けて拭いた後、水道水による流水洗浄後、水分を柔らかい布やティッシュペーパーで拭き取り保管する。その場合、材質によってはアルコールに反応して変色・劣化等する場合がありますので、事前にメーカー等へ確認すると良い。

### (4) 廃棄方法

各地方自治体の指定する方法、又は製造者が指定する方法で廃棄する。

## 第5章 顔面保護面

### 1. 種類

「顔面保護面」とは、飛来物、熱、有害光線が生じる作業場所で、顔面を保護するために使用する保護具のことをいう。

建設業の作業において、顔面を保護する保護具としては、アーク溶接・溶断時等に使用する溶接用保護面、飛来物や薬液飛沫等から保護する防災面がある。

#### ① 溶接用保護面

主にアーク溶接・溶断時に発生する有害光線やスパッタから顔面を保護するために使用する顔面保護具。

材質は、バルカナイズドファイバー（高強度紙）や耐熱性樹脂で多く作られており、特徴としては軽量で絶縁性、遮熱性、耐油性に優れている。

形状によりヘッドギア形、ヘルメット取付形、手持ち面がある。

また、近年では光を感知すると自動的に液晶シャッターが反応し、瞬時に自動遮光する自動遮光液晶溶接面も多く使われつつある。

ヘッドギア形



ヘルメット取付形



手持ち面



自動遮光液晶溶接面



② 防災面

材質は、アクリル樹脂、ポリカーボネート樹脂等がある。使用用途により使い分ける。ポリカーボネート樹脂の場合、耐衝撃性は優れているが、表面硬度が低いため一般的に表面硬化加工が施されている。

形状によりヘッドギア形、ヘルメット取付形、ヘルメット内蔵形がある。

ヘッドギア形



ヘルメット取付形



ヘルメット内蔵形



## 2. 選択方法

### ① 溶接用保護面

面体窓部に遮光プレート、カバープレートを装着して使用する。遮光プレートは、溶接の種類に応じて選択、使用する。

遮光番号の選定については、参考資料1掲載の表を参照。

使用する状況、場所等により形状を選択する。

- ・ ヘッドギア形  
ヘルメットを使用せず、直接頭に装着するか、作業用布帽子の上から装着する。
- ・ ヘルメット取付形  
ヘルメットに金具等で固定して使用する。ヘルメットの形状により取付金具の合う合わないがあるため、選択時によく確認する。
- ・ 手持ち面  
面体前面に取り付けられた手持ち棒を持って作業する。常に片手は手持ち棒を持っている必要がある。

### ② 防災面

用途に応じて材質、形状を選択し使用する。

- ・ ヘッドギア形  
ヘルメットを使用せず、直接頭に装着するか、作業用布帽子の上から装着する。
- ・ ヘルメット取付形  
ヘルメットに金具等で固定して使用する。ヘルメットの形状により取付金具の合う合わないがあるため、選択時によく確認する。
- ・ ヘルメット内蔵形  
ヘルメットに内蔵されており、必要時に引き下げて使用する。

## 3. 使用時の注意事項

### ① 溶接用保護具

- ・ バルカナイズドファイバー（高強度紙）は吸湿性があり、水分を含むと変形しやすい。  
カーブがついている形状ではたわんでしまうことがある。
- ・ 自動遮光液晶溶接面  
電源としてリチウム電池等を使用している場合、電池の残量に注意する。太陽光を電源としている場合は十分にチャージしてから使用する。

## ② 防災面

- ・ 衝撃エネルギーの高い飛来物がある可能性のある現場では、保護眼鏡と併用する。
- ・ 一度衝撃を受けた面体は、表面上問題なくとも内部に亀裂が入っていることもあるため使用しない。
- ・ 視界の妨げとなるキズが入った場合は、使用しない。
- ・ 用途に応じた面体の形状、サイズを選択し、使用する。
- ・ ヘルメット内蔵形は、各ヘルメット専用の設計となっているため、互換性がないので交換時には注意する。

## 4. 保守管理

- ・ 金具のネジ等、締め直しで調整できないガタツキがある場合は、新品と交換する。
- ・ キズの原因となるため、面体に汚れ、埃、砂等が付いた状態で、から拭きはしない。

面体の汚れは、水道水による流水洗浄後、または水で薄めた中性洗剤で洗浄の上で水道水による流水洗浄後、水分を柔らかい布、ティッシュペーパー等で拭き取り乾燥させ、保管する。

- ・ 高温多湿の場所や直射日光の当たる場所では保管しない。
- ・ 廃棄する時は、各地方自治体の指定する方法、又は製造者の指定する方法で廃棄する。

## 第6章 まとめ

2024年4月より労働安全衛生法関係政省令が改正され「皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外の全ての物質について、保護めがね、保護手袋、保護衣等の使用が義務化」となり、化学物質による労働災害防止対策としての保護めがねの着用が法制化された。建設業においてもセメント、塗料、各種溶剤、洗剤等、現場で扱われている化学物質は数多くあり、それらの取扱い時には保護めがねの着用は必要である。なお、本人は直接作業をしていなくても、作業場に立ち入る全ての人に着用させることも重要である。

保護めがねは、JIS T8147の規格に適合したものを使用する。

溶接・溶断時等に出る人工的強烈な光は目に有害な光線であり、その波長により紫外放射（紫外線）、強烈な可視線、赤外放射（赤外線）に分けられる。それぞれの光が直接目に入ると目の角膜、水晶体、網膜に吸収され、傷害を引き起こす。代表的な傷害としては紫外線による角膜の火傷である電気性眼炎が挙げられるが、白内障や網膜傷害といった視力に影響を及ぼす傷害にもつながることがあり、遮光眼鏡等を着用し、しっかり遮光対応をすることで傷害を防止しなければならない。なお、紫外線、赤外線は光としては人は認識できない「見えない光」であるため、眩しくなければ安全というわけではない。なお、溶接、溶断作業においても作業員本人だけでなく、作業をしている現場に立ち入る全ての人々が有害光線を遮光される必要がある。

また、本編には記載していないがレーザー光への対策も今後検討していく必要がある。現状、建設業におけるレーザー光の使用は測量や測定の分野がほとんどで、それらに使用されるレーザー光の出力は非常に弱いもので、特段目の保護をする必要はない。しかしながら、一般の産業界ではすでに溶接、溶断、接合といった分野で急速に普及しており、それにしたがって目の安全について対策が採られている。建設業でも近年実用化に向けて研究が進められているレーザー光による塗装、錆等の除去が実現化すると、レーザー光出力が大きいこと、ハンディタイプのレーザー機器は、人が直接取り扱うため、レーザー光との距離が近いこと、使用されるレーザー光の波長が可視光線域ではなく、実際に出ているレーザー光が目に見えないことから、作業員のレーザー光からの目の保護は必須となる。

以上のこと以外でも、建設業において本来保護めがねが使用されなければならない作業において使われていない事例、また、ヘルメット内蔵の防災面のように作業員は装備しているのに本来は必要な作業でも防災面を下げないまま作業しているといった事例は多々あると思われる。

上司から言われたから着用するのではなく、作業員本人がその必要性を認識し、正しい選択と使用方法で保護めがねを使用することにより、目の災害が無くなることが望まれる。

## 参考資料

### 1. 遮光保護具の使用標準

遮光番号の選定については以下の表を参照「ISO 19734 Eye and face protection- Guidance or selection, use and maintenance」より。

提供：上田勝彦委員（日本保護メガネ工業会）

※ 別表



## 2. 保護めがねに関する法令等

### (1) 労働安全衛生規則

安衛則第 105 条	加工物等の飛来による危険の防止
安衛則第 106 条	切削屑の飛来などによる危険の防止
安衛則第 255 条	火傷等の防止
安衛則第 312 条	アセチレン溶接装置の管理等
安衛則第 313 条	ガス集合溶接装置の管理等
安衛則第 315、316 条	ガス溶接作業主任者の職務
安衛則第 325 条	強烈な光線を発散する場所
安衛則第 327 条	保護具
安衛則第 592 条の 5	保護具
安衛則第 593 条	呼吸用保護具等
安衛則第 594 条の 2	皮膚障害等防止用の保護具
安衛則第 596 条	保護具の数等
安衛則第 597 条	労働者の使用義務

### (2) 特定化学物質障害予防規則

特化則第 44 条第 3 項	保護衣等
----------------	------

### (3) 厚生労働省通達関連

S. 56. 12. 16

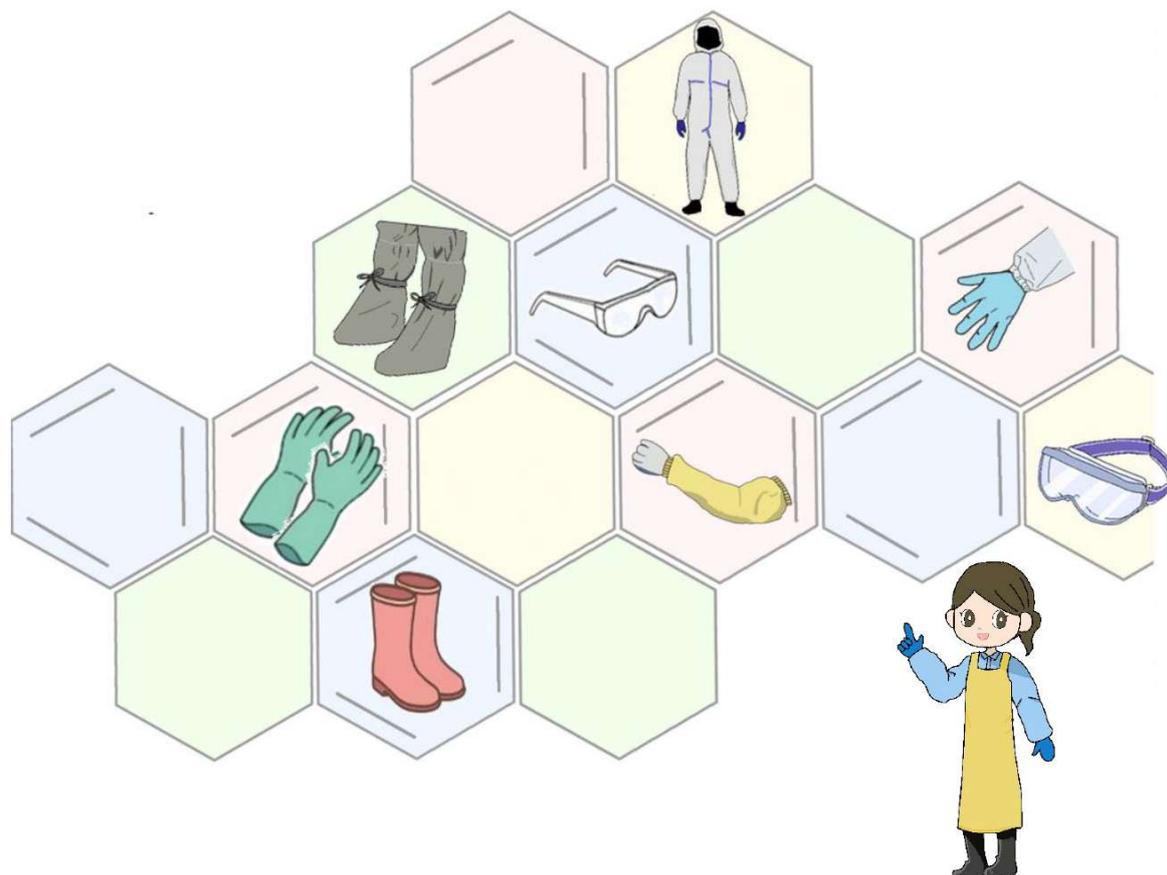
基発第 773 号 しゃ光保護具の使用について

### 3. 皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル第2版（抜粋）

（2025年3月厚生労働省）



## 皮膚障害等防止用保護具の 選定マニュアル

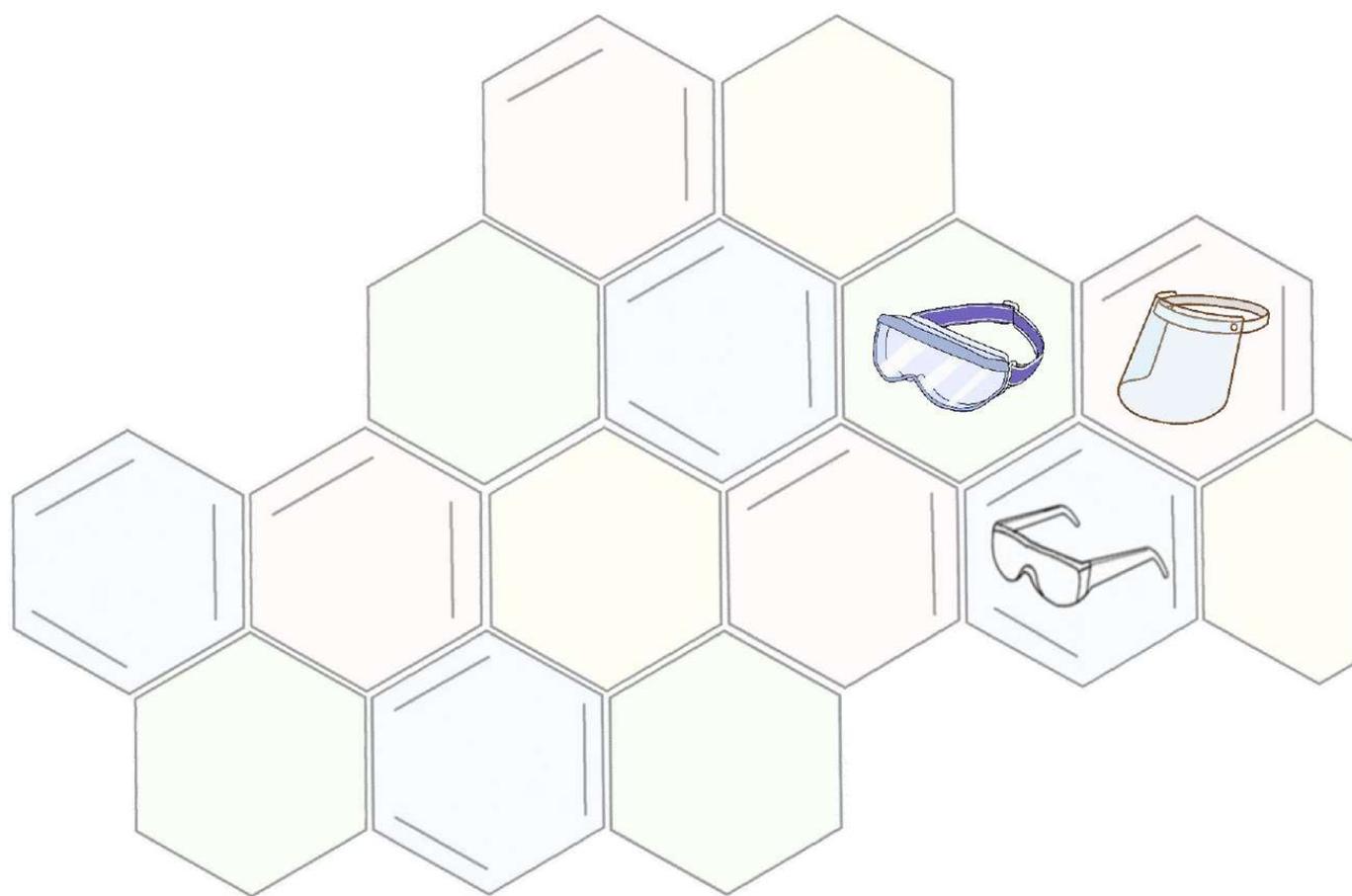


第2版

2025年3月



## 第6章 保護めがねの選定と使用



## 第1節 保護めがねの概要

保護めがねは、JIS T 8147 において、以下のように定義されている。

浮遊粉じん，薬液飛まつ（沫），飛来物などから作業者の目を保護するために用いる保護めがね

JIS T 8147 は保護めがねに関する規格であり、形式や品質、構造、耐衝撃性能、光学的性能等について規定しているものである。

また、保護めがねとは別に顔全体を保護するものとして、フェイスシールド(顔面保護具)があり、保護めがねと併用することで化学物質取り扱い時、より安全に作業することができる。

保護めがねは形状によって分類される。保護めがねには大きく分類して、スペクタクル形(めがね形)保護めがね、ゴーグル形保護めがねがあり、スペクタクル形にはサイドシールドが付いた形や、上下側部にヒサシの付いた形、フレーム(枠)全体に別付けの樹脂カバーのついた形など様々な形状がある。ゴーグル形は全般に保護めがねと顔とのスキマが小さく、粉じん、液体飛沫、飛来物から眼を保護することができ、化学物質に最も適した保護めがねである。

保護めがねの種類を表 6 - 1 に示す。

表6-1 保護めがねの種類

種類	イメージ	特徴
サイドシールド付き スペクタクル形 保護めがね		正面と側面からの飛来物等から眼を保護する保護めがねもの。 防災面（顔面保護具）と併用することで、より有効に使用できる。
スペクタクル形 （上下側部ヒサシ付き） 保護めがね		正面、上下及び側面からの飛来物等から眼を保護する保護めがね。 防災面（顔面保護具）と併用することで、より有効に使用できる。
スペクタクル形 （樹脂カバー付き） 保護めがね		フロントフレームに樹脂カバーを付けることで顔とのスキマを少なくした保護めがね。 防災面（顔面保護具）と併用することで、より有効に使用できる。
スペクタクル形 （オーバークラス形） 保護めがね		視力矯正めがねの上から着用できる保護めがね。 防災面（顔面保護具）と併用することで、より有効に使用できる。

## 第6章 保護めがねの選定と使用

### 第1節 保護めがねの概要

種類	イメージ	特徴
<p>ゴグル形 (クッション貼り付け形) 保護めがね</p>		<p>接顔部にクッション(フォーム)材を張り付けてあり、顔との密着性は高くすきまは少ない。作業場のあらゆる角度から発生する粉じん、薬液飛沫、飛来物等から眼を保護することができるが、化学物質がクッション部に付着、吸収する可能性がある。</p>
<p>ゴグル形 (クッションレス) 保護めがね</p>		<p>フレーム自体に柔軟性があり接顔部と一体のゴグル形保護めがね。作業場のあらゆる角度から発生する粉じん、薬液飛沫、飛来物等から眼を保護することができる。 化学物質取り扱いに適する。</p>
<p>ゴグル形 (めがね併用可能形) 保護めがね</p>		<p>視力矯正用めがねの上から着用できるようにデザインされたゴグル形保護めがね。</p>
<p>フェイスシールド (保護めがねとの 併用例)</p>		<p>フェイスシールドと保護めがねを併用することで、顔全体がカバーされ、化学物質の眼への混入の可能性を低くすることができる。</p>

## 第2節 保護めがねの選定

---

皮膚刺激性が区分1又は眼刺激性が区分1の皮膚等障害化学物質等を使用する場合は、必ず保護めがねを着用する。保護めがねは、ゴーグル形を優先的に選定すべきであるが、皮膚等障害化学物質等の使用量が少ない場合などの理由でリスクがコントロールされていると判断できる場合は、スペクタクル形を選択してもよい。

一方で、有害化学物質にさらされる作業、有害飛沫、粉じんさらされる作業では、積極的にゴーグル形を使用する。また、皮膚等障害化学物質等が微細な粉末である場合、農薬散布の際などもゴーグル形を用いるべきである。

ゴーグル形の保護めがねには、レンズの曇りを防ぐための穴(切り込み)が開いているものが多いが、化学物質を取り扱う際はそれらの穴が無い、少ないもの、飛沫等が入りにくい工夫をされている形状のものを選択すべきである。レンズの曇りに対しては、曇り止めレンズを使用したモデルを選択するとともに、曇り止め液や、リペア剤を併用することで防ぐことが可能である。

### 第3節 保護めがねの使用

---

- 保護めがねは JIS T 8147 の規格に合致したものを使用する。視力矯正用めがねは保護めがねの代用にはならない。視力矯正用めがねをしている場合は、めがねの上から着用できるオーバーグラス形保護めがねや、めがね併用可能形のゴーグルを着用する。
- 顔面に飛来物が当たって負傷をする可能性がある場合は、保護めがねにフェイスシールドを併用するとよい。
- 飛沫等が額などに付着して、それが垂れて眼に入る可能性が懸念される作業では保護めがねにフェイスシールドを併用する。
- 保護めがねは作業員毎に用意し、共用しない。
- 保護めがねの使用後の取り外し時使用に保護めがねのヒサシ部や、額等に付着した物質が垂れてくることにより眼に入ることも考えられるため、そのようなリスクが想定される場合は、取り外しのルールを決め、ルールに沿って対応する。

## 第4節 保護めがね使用後の留意点及び保守管理

### 第1項 使用後の洗浄と点検

保護めがねの使用後は流水洗浄でフレーム・レンズに付着した埃、汚れを落とし、水分を柔らかい布等でふき取る。

保護めがねが汚染された場合は水で薄めた中性洗剤で洗浄後、流水で洗い流し、水分を拭き取り日陰乾燥する。

### 第2項 使用後の保管

保管、又は置く場合はレンズ面が物に接触しないように置く。保管は、通気の良い直接日光のあたらない場所が好ましい。

メーカーの提供したケースに保管するのもよい。

### 第3項 保護めがねの交換

レンズは表面に洗っても落ちない汚れ、傷、ひび割れ、変形等が生じた場合は交換する。

フレームが変形したり、調整しても直らないがたつき等がある場合は交換する。

#### **コラム** ～眼を保護する際にはミストや粉じんだけでなく、蒸気・ガスにも気をつける～

眼を保護する際は、飛沫としての粉じんやミスト等に注意しがちであるが、蒸気やガスについても注意が必要である。そのため、呼吸器からのばく露防止と眼の保護が必要な場合には、全面形の呼吸用保護具の使用等を推奨する。

#### 4. 障害等級表（労働者災害補償保険法施行規則から）

表 1. 眼（眼球及びまぶた）の障害に関する障害等級認定基準

部位	障害内容	障害の状態	等級	障害(補償)等給付 (給付日額の)		障害特別支給金		障害特別年金 (算定基礎日額の)		障害特別一時金 (算定基礎日額の)
				年金	一時金	一時金	年金	年金	一時金	
眼 球 の 障 害	視力障害	両眼が失明したもの	第1級の1	313 日分	342 万円	313 日分	342 万円	313 日分	342 万円	503 日分
		1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの	第2級の1	"	"	277 日分	320 万円	"	277 日分	"
		両眼の視力が0.02以下になったもの	第2級の2	"	"	"	320 万円	"	"	"
		1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	第3級の1	"	"	245 日分	300 万円	"	245 日分	"
		両眼の視力が0.06以下になったもの	第4級の1	"	"	213 日分	264 万円	"	213 日分	"
		1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの	第5級の1	"	"	184 日分	225 万円	"	184 日分	"
		両眼の視力が0.1以下になったもの	第6級の1	"	"	156 日分	192 万円	"	156 日分	"
		1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの	第7級の1	"	"	131 日分	159 万円	"	131 日分	"
		1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの	第8級の1	"	"	503 日分	65 万円	"	503 日分	"
		両眼の視力が0.6以下になったもの	第9級の1	"	"	391 日分	50 万円	"	391 日分	"
		1眼の視力が0.06以下になったもの	第9級の2	"	"	391 日分	50 万円	"	391 日分	"
		1眼の視力が0.1以下になったもの	第10級の1	"	"	302 日分	39 万円	"	302 日分	"
		1眼の視力が0.6以下になったもの	第13級の1	"	"	101 日分	14 万円	"	101 日分	"
		調節機能障害	両眼の眼球に著しい調節機能障害を残すもの	第11級の1	"	"	223 日分	29 万円	"	223 日分
1眼の眼球に著しい調節機能障害を残すもの	第12級の1		"	"	156 日分	20 万円	"	156 日分	"	
運動障害	正面視で複視を残すもの	第10級の1の2	"	"	302 日分	39 万円	"	302 日分	"	
	両眼の眼球に著しい運動障害を残すもの	第11級の1	"	"	223 日分	29 万円	"	223 日分	"	
	1眼の眼球に著しい運動障害を残すもの	第12級の1	"	"	156 日分	20 万円	"	156 日分	"	
	正面視以外で複視を残すもの	第13級の2の2	"	"	101 日分	14 万円	"	101 日分	"	
視野障害	両眼に半盲症、視野狭さく又は視野歪状を残すもの	第9級の3	"	"	391 日分	50 万円	"	391 日分	"	
	1眼に半盲症、視野狭さく又は視野歪状を残すもの	第13級の2	"	"	101 日分	14 万円	"	101 日分	"	
まぶたの障	欠損障害	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	第9級の4	"	"	391 日分	50 万円	"	391 日分	"
		1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	第11級の3	"	"	223 日分	29 万円	"	223 日分	"
		両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまぶたの欠損を残すもの	第13級の3	"	"	101 日分	14 万円	"	101 日分	"
		1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまぶたの欠損を残すもの	第14級の1	"	"	56 日分	8 万円	"	56 日分	"
		両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	第11級の2	"	"	223 日分	29 万円	"	223 日分	"
運動障害	1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	第12級の2	"	"	156 日分	20 万円	"	156 日分	"	

給付内容 障害等級第1級から第7級に該当するときは、障害(補償)等年金、障害特別支給金、障害特別一時金

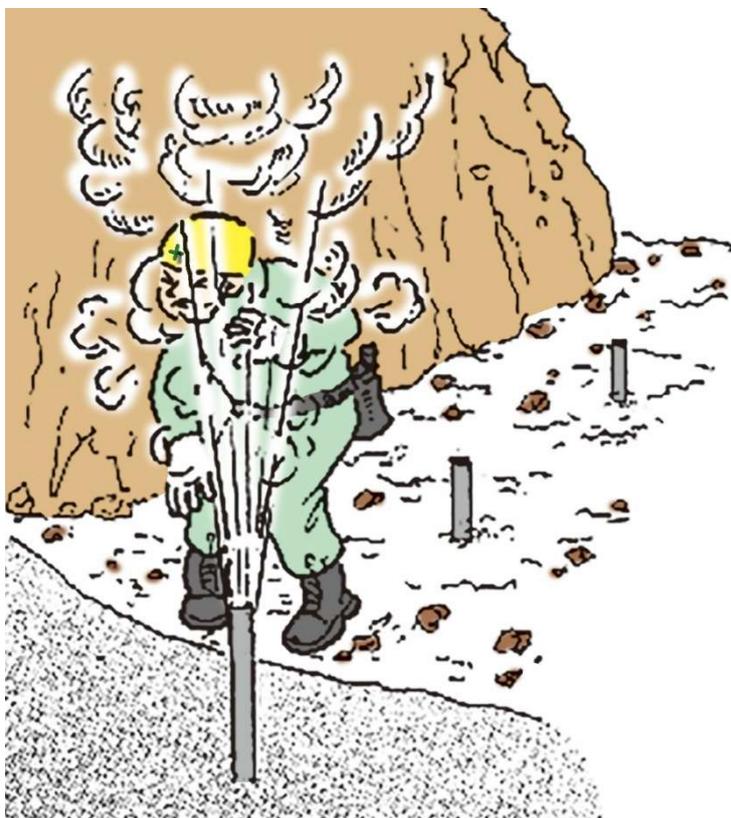
給付基礎日額 障害等級第8級から第14級に該当するときは、障害(補償)等一時金、障害特別支給金、障害特別一時金

算定基礎日額 労働基準法の平均賃金に相当する金額

障害発生以前1年間の特別給付(ボーナスなど)3か月をこえる期間(含まない)総額を365で割った額

## 災害事例 1

建設工事現場で岩盤を破碎中、噴出した破碎剤により、顔面を薬傷



### 発生状況

この災害は、被災者がウォーターボブスレーの建設工事において、岩盤にドリルで穿孔を行い、水に浸した破碎剤を孔に挿入し、充填用ハンマーで充填を行う作業中に発生した。

被災者は、この破碎剤充填作業中、破碎剤が若干残っていたので、すべてを使用するため、さらに穿孔し、充填終了後の孔の付近で適当な穿孔個所を探していたところ、充填後 10 分程経過した孔口の一ヶ所から、突然反応済の破碎剤が噴出し、被災者の顔面に飛散した。被災者は、保護眼鏡を着用していなかったため、アルカリによる薬傷を負ったものである。

破碎剤の主成分は生石灰（ $\text{CaO}$ 、水との反応により消石灰： $\text{Ca(OH)}$ となる。）

### 原因

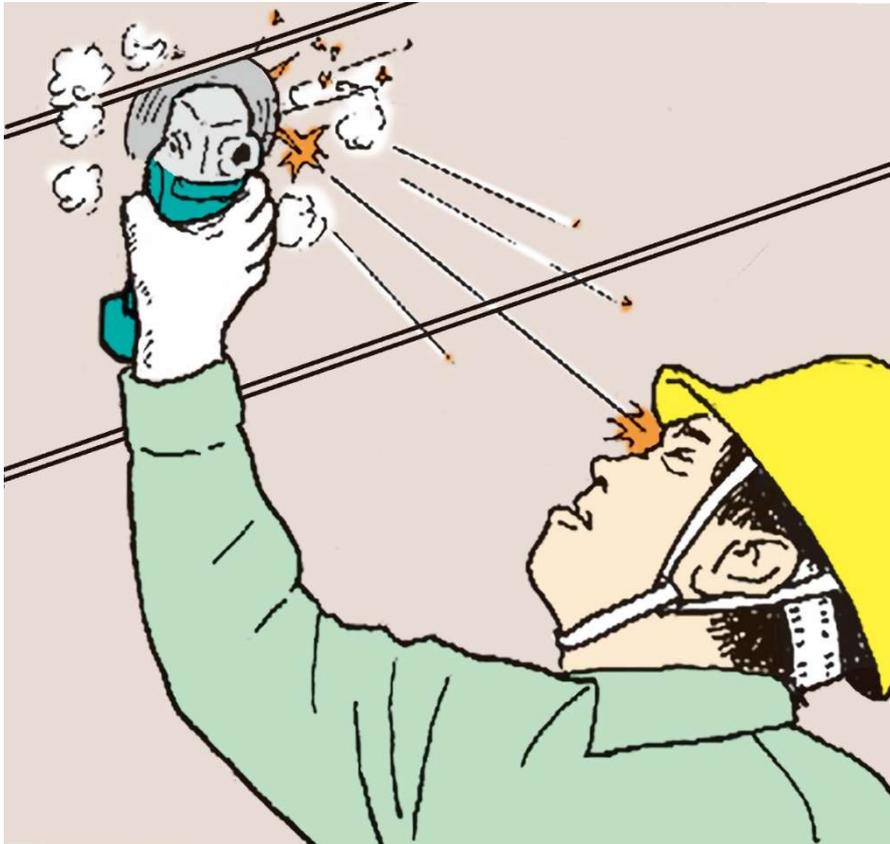
- (1) 破碎剤が充填した穴より噴出したこと。
  - (2) 保護眼鏡をはずした状態で破碎剤を充填した穴に近づいたこと。
  - (3) 破碎剤を充填した穴にシートをかぶせていなかったこと。
- なお、(2) と (3) については、
- (4) 破碎剤の使用に当たり元方事業者及び下請事業者の間で事前に十分な検討が行われなかったため、作業方法が適切でなかったこと。

## 対策

- (1) 仕様書に沿った適切な作業手順を当該作業者に徹底すること。
- (2) 仕様書等を参考にして、作業手順について事前に十分検討を行い危険性を把握すること。
- (3) 上記検討に基づき、作業者に対して 保護眼鏡の着用、穿孔個所をシートで覆う、作業現場について破砕個所付近を立入禁止とする等危険防止措置を取ること。
- (4) 破砕材等を使用する場合は、当該作業を実施する者に安全衛生教育を行うこと。
- (5) 作業指揮者を選任し、危険防止措置等について、その者の指示により、作業を行わせること。

## 災害事例 2

可搬式グラインダーの砥（と）石が割れて破片が目当たる



### 発生状況

この災害は、被災者が新築工事において、天井ボードの切断作業を行っているときに発生した。

この作業は、点検口を設置する天井の下に置いた脚立と積み重ねた床材に被災者が乗り、可搬式グラインダーで天井に切れ込みを入れて開口部を設ける方法で行われた。作業開始 30 分後、グラインダーの研削砥石が天井ボード裏の金属製下地材に接触して割れ、飛来した砥石の破片が作業者に当たって被災したものである。被災者は保護眼鏡又は顔面保護面などの適切な保護具を使用していなかった。

被災者が使用していた可搬式グラインダーは、砥石の覆いを取り外されており、割れた砥石の飛来を防止することができないものであった。また、砥石がグラインダーの性能に適合していないもので、最高使用周速度を超えて使用していた。

### 原因

- (1) 被災者は、切断する天井ボードの裏の状況を事前に確認しないで切断作業を行ったため、金属製下地材に気付かず、下地に砥石が接触して割れ、その破片が飛散したこと。  
また、作業指示者も天井ボードの裏の状況については説明していなかったこと。
- (2) 研削砥石の覆いを外した可搬式グラインダーを使用したこと。

- (3) グラインダーの性能に合わない研削砥石を使用したため、軽く接触しただけで砥石が割れ、その破片が飛散したこと。
- (4) 被災者が保護眼鏡を使用していなかったため、負傷の程度が大きくなったこと。

#### 対策

- (1) 作業開始前に作業個所については見えない部分も含めて確認し、状況に適した工具を選定し使用すること。  
また、作業指示者も事前に状況を確認して、指示する際に確認した状況を必ず説明すること。
- (2) 現場に持ち込む工具は、点検を行い、基準に合ったものを使用すること。  
不具合があるものは現場に持ち込まないようにすること。
- (3) グラインダーに適合した研削砥石を使用すること。
- (4) 作業計画を立てるときには、砥石が割れる恐れのある労働災害を防止するため必要な保護眼鏡又は顔面保護面を決め、作業者に使用させる。

### 災害事例 3

ディスクグラインダーで鉄板溶接部分を研磨作業中、金属粉じんが目に入る



#### 発生状況

この災害は、被災者が鉄板溶接部分の仕上げ表面研磨のため、ディスクグラインダーで研磨作業を行っているときに発生した。

被災者は、サイドシールド無しの保護眼鏡を着用して頭上にある溶接部の研磨作業中に金属粉じんが目に入ったものと推測される。

作業していた。帰宅後、目が痛み出したため病院へ行った。

#### 原因

- (1) 適切な保護具を使用していなかったこと。  
ゴグル形保護眼鏡を使用していなかったため、保護眼鏡の隙間から金属粉じんが入ったこと。
- (2) 作業個所が上部にあり、上向き状態で作業を行っていたため、いろいろな方向に切削粉が飛び散った金属粉じんが目に入ったこと。

#### 対策

- (1) ゴグル形保護眼鏡、防じんマスク等適切な保護具を着用して作業すること。

## 災害事例 4

杭頭処理中にコンクリートの破片が目当たる



### 発生状況

この災害は、杭頭処理のコンクリートはつり作業をブレイカーにより行っている最中に、被災者がそばでガラ片付け作業をしていた時に発生した。

被災者は、作業手順書で、はつり作業終了後にガラ片付けを行うことになっていたが、終業時間がせまっていたため、ガラ片付けを始めてしまい、その際に、はつりガラが目当たり被災した。被災者は保護めがねを未着用であった。

### 原因

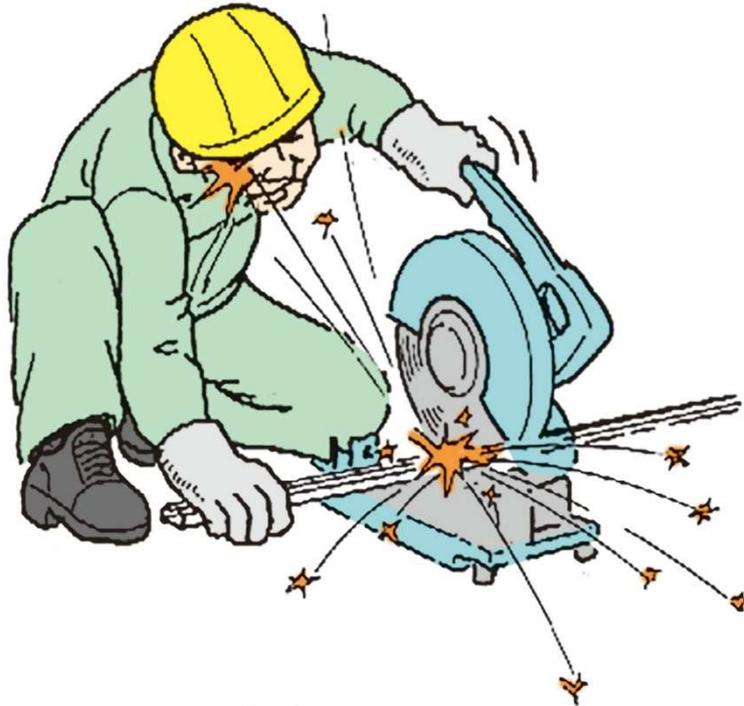
- (1) 被災者ははつり作業と片付け作業とを同時に行っても大丈夫だと思い、作業手順書の通り作業をしなかったこと。
- (2) 被災者は保護めがねを未着用であったこと。
- (3) 被災者は終業時間までに作業を終わらせるため急いだこと。

### 対策

- (1) はつり作業終了後に片付け作業を行うと定めた作業手順書の通り作業すること。
- (2) 飛散物がある作業では、必ずサイドシールド付き保護眼鏡を使用すること。

## 災害事例 5

高速カッターでライトゲージスチールを切断中、保護めがねを使用せず火花で被災



### 発生状況

被災者はライトゲージスチールを高速カッターで切断作業中に飛散した火花が目に入り被災した。

被災者は、ライトゲージスチールの切断作業が初めてで、保護めがねを着用していなかった。

### 原因

- (1) 火花が飛散する切断作業で保護めがねを使用していなかったこと。
- (2) 危険性を分からず作業したこと。

### 対策

- (1) 飛散物の恐れがある作業では、保護眼鏡を着用すること。また、飛散物が顔に当たる恐れがあるので、防災面と併用することが望ましい。
- (2) 作業手順書を作成し、作業者に対して作業の危険性を理解させること。